

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (育児時間)</p> <p>第4条 生後満1年に達しない子を育てる職員は、前条に定める休憩時間のほか、1日2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための育児時間を請求することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第5条の2 省略 (時間外勤務代休時間)</p> <p>第5条の2の2 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第15条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第6条第1項及び第2項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 省略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第5条の3 省略 2～3 省略</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第16条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を</p>	<p>第1条～第3条 省略 (育児時間)</p> <p>第4条 生後満1年に達しない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第5条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)</u>を育てる職員は、前条に定める休憩時間のほか、1日2回それぞれ少なくとも30分、その子を育てるための育児時間を請求することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第5条の2 省略 (時間外勤務代休時間)</p> <p>第5条の2の2 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。<u>以下「給与条例」という。</u>)第15条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第6条第1項及び第2項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 省略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第5条の3 省略 2～3 省略</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定は、第16条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養</p>

養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 省略

第6条～第16条 省略

(介護休暇)

第16条の2 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者のそれぞれが同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 省略

第6条～第16条 省略

(介護休暇)

第16条の2 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る。))、兄弟姉妹その他規則で定める者をいう。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の請求に基づき、要介護者のそれぞれが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、要介護者のそれぞれが前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第16条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、職員の請求に基づき、要介護者のそれぞれが前条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

以下省略

3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

以下省略